

鉱業法第141条の規定による公示（令和7年5月分）

令和7年5月中に新たに行った鉱業法又は同法に基づく命令の規定による処分を、鉱業法第141条及び鉱業法施行規則第3条の規定により下記のとおり公示する。

関東経済産業局長

記

○試掘権延長申請関係

整理番号	鉱業権登録番号	処分年月日	処分の内容	鉱区の所在地	鉱種	申請人
1	東京都試掘権登録第889号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	東京都西多摩郡檜原村	金外8	第一石産運輸株式会社
2	東京都試掘権登録第890号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	東京都西多摩郡檜原村	石灰石外1	第一石産運輸株式会社
3	群馬県試掘権登録第5095号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	群馬県多野郡神流町	けい石	秩父鉱業株式会社
4	群馬県試掘権登録第5096号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	群馬県多野郡神流町	けい石	秩父鉱業株式会社
5	群馬県試掘権登録第5097号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	群馬県多野郡神流町	けい石	秩父鉱業株式会社
6	群馬県試掘権登録第5098号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	群馬県多野郡神流町	けい石	秩父鉱業株式会社
7	群馬県試掘権登録第5099号	令和7年5月2日	許可 鉱業法第18条第2項	群馬県多野郡神流町	けい石	秩父鉱業株式会社